

YELL・Spirits

2016年8月号
エール・スピリッツ



Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email : info@sr-yell.com URL : <http://www.sr-yell.com>

Facebook : <https://www.facebook.com/yell1354>



- 代表より
- エールは横浜を応援します！
- フィンランド・エストニア視察のご報告 Vol.2
- 今月のエール
- 今月の労務相談室
- 最低賃金の動向について
- 雇用保険日額の変更
- プライベートセミナー2016のご案内
- 夏季休業のご案内
- スタッフコラム

鎌倉です。先日、学生時代の恩師の訃報がとどきました。

卒業後も、2年前まで毎年、仲間と先生を囲んで、一緒にお酒を飲んで学生時代にもどっているような話をしていたのに、本当にとっても残念です。私の卒業年から最高裁判事を務められていた先生は仕事も激務でしたが、いつも「人生は出会いだ」「人の5倍勉強して、人の3倍遊べ」といって、たくさんの面白い話をしてくれました。先生の言葉は、社会人となった後も、迷ったときや悩んだときに、前に進む勇気をくれました。

「感情だけではその事態は救えない。もっと多面的に考えろ」とゼミで落ちこぼれの私にも、いろんな事例を具体的に考える訓練と発表の場を与えてくれました。オートバイで日本一周を目指していた学生時代、勉強では目立たない生徒でしたが、そんな私の旅の話も、面白がっていつまでもよく聞いてくださいました。

そんな恩師から2年前、小箱を頂きました。箱の中には、私の入ゼミ試験の自己PR文が入っていて、懐かしい突然のプレゼントに驚きましたが、20年以上も前のその書類を先生が大切に下さったことの方が大きな驚きでした。

読み返すと、自己PRの最後に、「試験結果は至らないかもしれないけれど、実力の200%頑張るので先生のゼミにどうしても入りたい、必ずゼミに貢献します。絶対に後悔させません」というような想いをいろいろと書いていました。

昔の自分ながらその図々しさに笑ってしまいましたが、自分の根っこは今もそんなに変わっていないような気がします。そのとき、「あと何回会えるかわからないが、初心を忘れないように。初心はとても大切だ」と仰って手を振ってくれ、お別れしましたが、それが先生にお会いした最期となりました。

恩師にはいつも励ましてもらうだけで何ひとつお返しすることができなかったのですが、その分自分も周りの方々にしっかりとお返ししなければいけない。大切なものこそ目に見えないもの、そして普段日常に追われているとなかなか気づけないのだということに、はっとさせられます。8月にお休みをとられる方も多いかと思いますが、まとまった時間をとることで、普段目をむけられていないことに向き合ったり、気づいたり、会いたい方に会ったり、感じたり、感謝したり、そんな時間を過ごすことは大事ですね。エールもしっかり充電してみなさまのお役にたっていきたいと思います。



エールは、2016シーズンからホームタウンを新横浜の日産スタジアムに移して活動している横浜F.マリノスをみんなで応援しています。

もし、ファンのお客様や地元を盛り上げたいという方がいらっしやいましたら、エールのメンバーとぜひ一緒に応援しませんか？“YOKOHAMA”の文字が胸に刻まれたユニフォームは地元を盛り上げるために6月に企画されたもの。

エールメンバーもユニフォームを着て横浜を盛り上げます！

～ 大好きなこの街 横浜を盛り上げよう ～

エストニア視察のご報告Vol.2



代表 鎌倉より、先月に引き続き、フィンランド・エストニア視察のご報告です。今回の視察の目的は、北欧企業の働き方や文化に触れ、“これからの日本の働き方”について考えたいと思ったことと、世界最先端の電子政府をもつエストニアを知り、マイナンバー浸透後の日本の未来を捉えたいと思ったからです。

エストニアは人口 131 万人、日本の九州くらいの国土です。旧ソ連崩壊に伴って、91 年にソ連から独立したバルト 3 国の 1 国です。その立地や周辺国に支配されてきた歴史から、小国の生きる道、国策として IT 国家の道を歩んできました。そして、今や ICT 先進国として電子政府などにおいて先進的な取り組みをしており、世界の注目を浴びている国です。



【エストニアの電子政府】

- **e-Cabinet:** 閣議の所要時間は約 90 分。内閣閣僚がアクセスするデータベースで、閣議の議題がリアルタイムでアップデートされる。毎週の閣議前に大臣はシステムにアクセスし、事前に議題を確認するシステムになっており、反対の表明や閣議中の発言はオンラインで予め申告することになっている。
- **i-Voting:** 世界に先駆けて「**ネット選挙**」が実施されている。世界どこにいても投票が可能。
- **e-Business:** **世界で最も素早く会社登記ができる国!**
EU 諸国からの起業誘致を視野に起業手続きが簡素化された。会社設立手続きが早いだけでなく、このシステムはエストニア国内で取引する企業、個人の情報を公開するポータルとしても活用されている。融資先の調査をする銀行や、新規取引先・ビジネスパートナーを探している企業は、このサイトで検索すれば、その会社の決算報告書、法人税の納付状況、借入金の有無など財務状況全般を確認することもできる。
- **e-Tax(税金申告システム):** 国民のほとんどが活用している。確定申告は、早ければ 5 クリックで申告終了。
- **e-Land(不動産登記システム):** 個人や企業が保有する土地や建物の詳細も簡単に確認できる。
- **e-Health(電子カルテ):** 患者がどの地域のどの医者にかかっても、担当医は既往歴、過去の診断結果、X 線写真、薬の服用歴など、患者の健康状態に関する情報を集約した電子カルテにアクセスできる。

これらを支えているのが 15 歳以上の国民に所持を義務化しているエストニアIDカードです。(日本のマイナンバーカードのようなものです) ……まだありますが、驚くのはこうした仕組みを海外視察団にPRするショールームがしっかり整備されていて、これらの仕組みをエストニアが海外に輸出したり、海外からの企業誘致にしっかりつなげていることです!



エストニアは資源もなく、人も少ない、その強い危機感からIT先進国になっていったのですが、急速な少子高齢化が進む日本で、行政を効率化していくのはやはり必然だろうと思います。日本のマイナンバーの進み具合は当初想定されていたより遅々とした印象ですが、それでも進む方向に変わりはないでしょう。

クラウドがあたりまえになり、人工知能の進化が進んだ世界では、我々社会保険労務士の仕事内容も大きく変化していくだろうと思います。でも、人の問題はなくなることはない。もっと本質的な価値のあるサポートにフォーカスできるよう、効率化できるところは効率化を徹底できるよう、変化を積極的にしかけ、メンバーでチャレンジを重ねていきたいと決意したフィンランド・エストニア視察でした。

(2016 年 7 月 9 日 社内視察報告会レポートより抜粋 Kamakura)

今月のエール

エールの滞3回のランチ大学
さらにお客様にお役に立てるよう
日々学びあっています。



OBCの法改正セミナー
滝瀬が担当させていただ
いています。
セミナー資料をご希望の
お客様に配布致しますの
で、お声掛けください。



7月はエールメンバーのうち 5人の
誕生日です。ケーキでお祝いです。
さて、介護保険料の対象になったのは
だれでしょう? (答はスタッフコウム)
♪HAPPY BIRTHDAY♪



成長している事務所の組織の壁の突破法で
エールが“FIVESTARMAGAZINE”
(士業経営専門誌)の取材を受けました。



東京Disneyアカデミーの企業ブ
ログラムに参加してきました。お客様
とツアーをくめたらと思っています
ので関心がありましたらお声掛
け下さい。

横浜F.マリノス 公式マガジン
“TRICORORE”に掲載され
ました。エールはチームの応援
を通じて、横浜をみんなでお支
援しています。



鎌倉が今年も助成金・補助金セミナーを中小企業
診断士の中辻先生とさせていただきました。

秋山が 健康経営
アドバイザーに
合格しました



増田の年金事務所
の調査対応の勉強会

8月3日の採用&助成金セミナー
の準備中



加藤が仙台につづいて、北海道と、講師の旅をおえました。



今月の労務相談室



忘れずに締結したい労使協定 編

今年の秋に社員旅行を企画しており、旅行積立金を従業員の毎月の給与から控除したいと考えていますが、このように取扱っても問題ありませんか？



総務部長

ご存知のとおり、給与については全額払いの原則があり、控除できるものは法令に定めがあるものか、労使協定で定めたものに限られます。例えば所得税や社会保険料は、法令に定めがあるため、控除が認められています。



社労士

ということは、今回の社員旅行の積み立てを給与から控除する場合には、労使協定を締結しておかなければならないということですね。



そのとおりです。時折、法令に定めがあるもの以外について、労使協定を締結せずに控除している企業をみかけますが、忘れずに締結しておきたいものです。



以前、締結していたような記憶がありますが、もう一度確認した方がよさそうですね。



そうですね。労使協定が存在していたとしても、内容が実態と異なっている可能性もありますので、確認が必要です。その他、締結を漏らしやすい労使協定としては、例えば、一斉に休憩を与えない場合（※）や年次有給休暇（以下、「年休」という）を会社が指定した時季に取得させる場合に締結しておくものが挙げられます。
※運輸交通業、商業、保健衛生業、接客娯楽業等の事業を除く



休憩についても、一斉に与えない場合は労使協定の締結が必要なのですか！？当社ではランチの混雑を緩和するために、午前11時30分から午後1時30分までの間で1時間を与えるという設定をしていました。



はい、必要になります。会社としてそのように運用しているケースがありますが、法令を踏まえると労使協定を締結しないのであれば一斉に休憩を与えなければなりません。また年休についても、飛び石の休日がある場合に、その間の日を年休とすることで連休とする取組がありますが、このように会社が年休を、決まった期日に計画的に付与するような場合も労使協定の締結が必要になっています。



なるほど。労使協定の締結が必要だということを知らず、運用していることがありますので、取扱いを直したいと思います。具体的な労使協定の中身について不明点があればまた相談させてください。



【ワンポイントアドバイス】

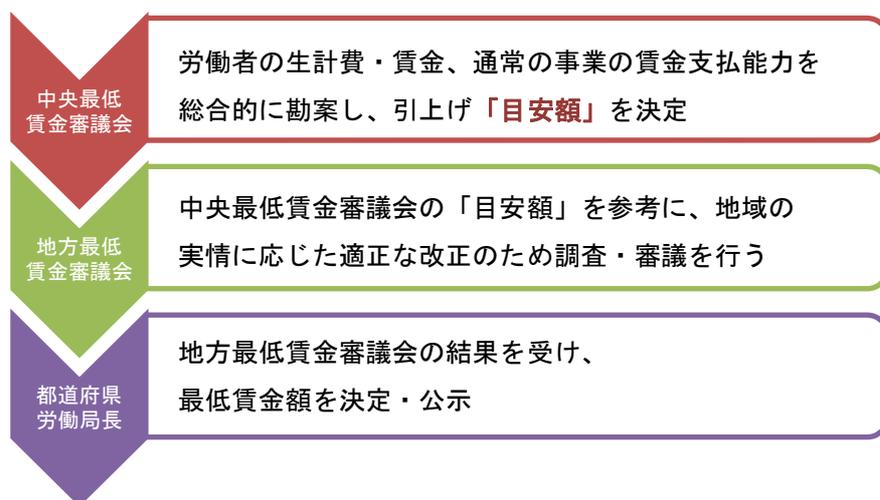
1. 忘れずに締結しておきたい労使協定としては、法令で定められているもの以外で給与から控除を行う場合、一斉に休憩を与えない場合、年休を会社が指定する場合等に締結しておくものがある。
2. 既に労使協定を締結していたとしても、その内容が実態と異なっている可能性もあるため、定期的に内容の確認と実態に即した再締結が求められる。

地域別最低賃金額引上げ「目安額」が決定

◆引上げ「目安額」は全国加重平均24円、神奈川・東京は25円

厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会は、2016年度の最低賃金の改定額の目安を決定しました。全都道府県を4ランク（ランクAからランクD）に分けてある各ランクの引き上げ額の目安は、**Aランク 25円**、**Bランク 24円**、**Cランク 22円**、**Dランク 21円**となっており、

◆最低賃金決定の流れ 神奈川・東京はAランクです。



今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は24円（昨年度は18円）となり、目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げとなります。

8/1から変更となる雇用保険の基本手当日額等

雇用保険の給付額を算定するための基礎となる「賃金日額」は雇用保険法の規定に基づき、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇・低下した比率に応じて見直され、毎年8月1日に改定されます。

今年の賃金日額等は以下のとおり引下げが実施されます。

◇失業給付を受ける退職者の基本手当日額（1日当たりの支給額）が引き下げ

基本手当の日額は 賃金日額 × 給付率(80%～45%)によって算定されるため、賃金日額が引き下げられたことにより支給額が変更されることとなります。 ※給付率は賃金水準が低いほど高い率を適用

	年齢区分	変更前	変更後
最高額	60歳以上 65歳未満	6,714円	6,687円(-27円)
	45歳以上 60歳未満	7,810円	7,775円(-35円)
	30歳以上 45歳未満	7,105円	7,075円(-30円)
	30歳以下	6,395円	6,370円(-25円)
最低額	年齢問わず	1,840円	1,832円(-8円)

◇高齢雇用継続給付の支給対象となる在職者の月々の給付額の支給限度額が引き下げ

高齢雇用継続給付は支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上である場合には支給されません。また、支給額は(支給限度額) - (支給対象月に支払われた賃金の額)で決定されるため、受給できる額がこれまでよりも減少します。

変更前	変更後
341,015円	339,560円(-1,455円)

顧問先企業様限定 “プライベートセミナー2016”

2016年10月29日(土) 14:00~16:55 懇親会 17:10~18:20

ホテルメルパルク横浜にて(元町中華街徒歩1分)

今年は第3部にて弊社滝瀬が明日から使える「人材不足時代の組織づくり」

のテーマで講師を務めます。最近「若くて元気な男子はもう労働市場にいない」

という声が聞こえてきます。中小企業において人材不足は深刻化し、単純な賃金改善だけでは解消が厳しい状況です。安定的な人材確保のためには、多様な価値観・働き方への対応が喫緊の課題。

これからの組織づくりについての取組をご紹介します。セミナーの後は税理士、弁護士、司法書士など各士業も同席するプライベート懇親会を同会場にて開催いたします！ぜひご参加下さい！



夏季休業のお知らせ

平成28年8月11日(木)~16日(火)

※17日(水) 9時から平常通り業務を行います。何卒宜しくお願い致します。

スタッフコラム



今月のコラムは
滝瀬が担当します

7月29日17時55分に30歳代最後の仕事として、このコラムを書かせていただいております。

と言いますのも、明日7月30日が私の誕生日であり、「40歳」代に突入するからです。

「今月のエール」ページにもある通り、今月から「介護保険」の被保険者になり、一気に年をとった気持ちになりました…。また、今年は「前厄」ということを知り、健康面には気を付けねばと思う次第です。

とは言いながらも、実は次の10年に進むのは、とても楽しみです。節目ですので、どのような10年にしていきたいか少し考えてみました。

自分が社会に出て働き始めたころ、40歳の方といえば、先輩というより、「大人」と「子供」くらいの差があると感じていたように思います。おそらく自分が困ったとき、助けを求めているときに、適切に助けてくれた、支えてくれた、そんな「大人」な存在が、当時の私の目に映る40歳でした。その年齢に自分になったという実感は正直あまりありませんが…。仕事面では、20代、30代で経験させていただいたこと、学ばせていただいたことを基に、「不惑」の言葉にふさわしい少し頼りにされる存在になりたいですね。

仕事以外の面でも充実した時間にしたいと思います。40歳代の過ごし方で、「仕事ばかりの人生だった」と振り返ることになるのか「楽しい時間の多い」と感じられるようになるのか、分かれるような気がしています。現在の仕事はとてもやりがいがあり、楽しく、働かせていただけてとてもありがたいと思っているのですが、たまには少し立ち止まって、子供、家族と過ごす時間や趣味など、他のことに目を向ける余裕も少し持てるようになれば良いなと思います。

もちろん、顧問先企業の皆様のお役に立てるよう、益々努力をしてみたいです！！

明日から新たな気持ちで頑張ってみるので、よろしく願いいたします。